

平成23年度 発注者支援業務等に関する民間事業者向け説明会での 主な質疑応答

日時：平成22年12月24日（金）14：30～

場所：広島合同庁舎4号館2階11号会議室

[質疑応答]

Q1 暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」を適用しない「その他業務」についても暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取の対象となるのか。

A1 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」を適用しない「その他業務」は、対象となりません。

Q2 業務の実施場所について

積算技術業務と工事監督支援業務の、業務の実施場所はどのようになるのか。

A2 積算技術業務と工事監督支援業務については、発注者の庁舎を使用しない持ち帰り方式としており、業務の実施場所については、受注者において準備することとしております。

Q3 積算基準について

新たな積算手法において在庁方式と持ち帰り方式により積算方法は変わるのか。

A3 新たな積算手法においては、発注者の施設を無償使用する在庁方式と受注者で準備する持ち帰り方式とも α と β の数値は同じとなります。

Q3 積算基準について

工事監督支援業務において新たに「工事管理」に係る費用が計上されることとなっているが対象工事件数が変更となった場合、変更対象となるのか。

A3 工事管理の歩掛は1工事当たりとなっているため、工事件数が変更となった場合は変更対象となります。